

福岡市南部療育センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 令和2年3月に策定した「福岡市南部地域療育環境整備基本構想」において整備することとしている南部療育センター（仮称）について、障がい児療育を取り巻く現状や課題に対応した具体的な施設のあり方等について検討するため、福岡市南部療育センター基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会では、南部療育センター（仮称）基本計画の策定に関し、次に掲げる事項について必要な意見の収集を行うものとする。

- （1）南部療育センターのあり方（機能・体制・設備等）について
- （2）その他、前条の設置目的達成に必要な事項

（委員）

第3条 検討委員会の委員は、別表に定める学識経験者、障がい児療育関係機関、保護者代表をもって組織する。

- 2 委員の任期は、令和3年6月30日までとする。
- 3 検討委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。

（会議）

第4条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

（事務局）

第5条 検討委員会の事務局は福岡市こども未来局こども部こども発達支援課に置く。

（会議の公開）

第6条 検討委員会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、検討委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（経費の支弁）

第8条 市は、検討委員会の委員に対し、検討委員会の出席に対して報償費を支弁するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

別表

委員構成（素案）

分野	氏名	所属等
学識経験者	松崎 佳子	広島国際大学大学院心理科学研究科 教授
学識経験者	徳永 豊	福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 教授
診断・判定機関	小川 弓子	福岡市立心身障がい福祉センター センター長
相談支援機関	榎下 和明	福岡市障がい者基幹相談支援センター 基幹相談支援課長
療育機関	刀根 桂子	福岡市立あゆみ学園 施設長
療育機関	宮崎 千明	福岡市立あゆみ学園 医療管理者
療育機関	高井 敏雄	しいのみ学園 施設長
療育機関	緒方 よしみ	児童発達支援センターこだま 施設長
関係機関	藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
関係機関	諏訪原 佳子	福岡市発達教育センター 所長
保護者代表	松尾 美穂子	あゆみ学園保護者会（肢体）
保護者代表	川嶋 樹里	東部療育センター保護者会（知的）